

# 平成 30 年第 1 回阿武町議会定例会 会議録

## 第 2 号

平成 30 年 3 月 14 日(水曜日)

開 会 9 時 00 分 ～ 散 会 11 時 13 分

### 議事日程

開会 平成30年 3 月14日 (水) 午前 9 時00分

開会の宣告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

### 本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員（8 名）

1 番	中	野	祥	太	郎
2 番	伊	藤	敬	久	
3 番	市	原		旭	
4 番	池	田	倫	拓	
5 番	小	田	高	正	
6 番	田	中	敏	雄	
7 番	清	水	教	昭	
8 番	末	若	憲	二	

欠席議員

なし

## 説明のため出席したもの

町長	花	田	憲	彦
副町長 (総務課長事務取扱)	中	野	貴	夫
教育長	小	田	武	之
まちづくり推進課長	藤	村	憲	司
民生課長	梅	田		晃
住民課長	工	藤	茂	篤
経済課長	野	原		淳
施設課長	田	中	達	治
教育委員会事務局長	金	田	浩	祐
会計管理者	三	好	由	美子
福賀支所長	小	野	裕	史
宇田郷支所長	近	藤		進

欠席参与                   なし

## 事務局職員出席者

議会事務局長	藤	田	康	志
議会書記	高	橋	仁	志

開会 午前 9 時 00 分

## 開会の宣告

○議長(末若憲二) 全員ご起立をお願いします。互礼を交わします。一同礼。  
おはようございます。ご着席ください。

○議長 ただ今の出席議員は、8 人全員です。これより本日の会議を開きます。

○議長 続いて議事に入ります。本日の議事日程については、お手元に配布されているとおり、一般質問です。

## 日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長 これより日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第 126 条の規定により、議長において、  
2 番、伊藤敬久君、3 番、市原 旭君、を指名します。

## 日程第 2 一般質問

○議長 日程第 2、一般質問を行います。一般質問の通告者が 2 人ありますので、議長により通告順に発言を許します。

はじめに、7 番、清水教昭君、ご登壇ください。

○7 番 清水教昭 本日の阿武町議会定例会に、ご出席の皆様、おはようございます。阿武町議会議員の、清水教昭です。

春の宵と書いてしゅんしょうと読みます。春宵一刻値千金という漢詩がございます。これは蘇軾が書きました。春の夜と書いてしゅんやと読みます。七言絶句の一説でございます。これは、花は香り、月は朧な、春の夜の一時は、誠

に趣が深く、千金にも替えがたい、という漢詩でございます。そのような季節が数日前は大変寒うございました。今は外を見てもとやはり、もう春がそこまで温かい春がやってきました。そういう中で、先の議会議員の一般選挙で議員となり、この 3 月 19 日をもって 4 か月が経過致します。この 1 票、1 票を大切に受け止めて、阿武町の皆様方の声を取り上げ、私達議員と行政の方々とは、実行力を出し、明るく・心豊かな町づくりを推進して参りました。これからも引き続き、阿武町の住民の皆様方と、行政の方々の、ご指導をお願い申し上げます。

さて、これから大きく 4 項目の、一般質問を行いますので、よろしく願い致します。1 項目目は、施政方針からのグローバル展開、即ち世界に目を向けた展開についてでございます。

阿武町の将来を見通した時に、現町長の任期は 4 年間は確実に手の中にあります。しかし、あと 1 か月経てば、任期は残り 3 年間となります。その中で町長の描く阿武町のビジョンは大切になります。その 3 年先を見据えて、1 年々のミッションの企画と、その成果が、阿武町を飛躍的に、打てば響く明るい町へとつなげます。

そこで 2020 年には、「東京オリンピック」が開催されます。あと、まだですね、あと 2 年もあります。多くの外国の人が日本を訪れてまいります。そこで、阿武町のグローバル展開の具体的施策について、の質問でございます。

大都市の行政では当然おもてなしの対処が必要です。しかし、地方の行政でも日本国を形成する 1 つひとつです。1 年でも、半年でも、1 か月でも早い段階での施策が必要と考えます。では、この阿武町は 2 年先をみて、どのようなグローバル展開の施策を、考えておられるのか、お聞かせ下さい。以上でございます。

○議長 ただ今の、7 番、清水教昭君の 1 項目目の質問に対する執行部の答

弁を求めます。町長。

○町長（花田憲彦） ただ今は、清水議員から 1 項目目のご質問をいただきました。奇しくも今日は同色のネクタイで私もそれなりに春を意識して来ましたが、ピンク色のネクタイでございます。

清水議員からの、ご質問は「阿武町のグローバル展開の具体的施策について」ということで、要旨としては、2020年東京オリンピック、パラリンピックの開催、或いは、インバウンドの増加等を見据えて、阿武町における、グローバルな展開を、どう考えているかというふうなことであるというふうに理解をいたしました。

国においては、2年後の東京オリンピック、パラリンピックの開催に向けて、スポーツ立国、グローバル化の推進、地域の活性化、観光振興等に資する観点から、参加国と地域との人的・経済的・文化的な相互交流を図る地方公共団体を「ホストタウン」として登録する取組を全国各地に広げておりまして、昨年12月時点で、山口県では、山口県と6市これが申請・登録されており、近隣では、萩市が、イギリスとカヌー競技で、それと長門市が、トンガとラグビー競技で、それぞれホストタウンとして登録されているところでございます。

そこで、本町といたしましても、萩市、長門市のホストタウン化やインバウンドの取組等も含めて、今後、外国人の来町が増えることが想定されることからありますから、グローバル化に向け、先ず「これまで取り組んできたこと」、次に「現在取り組んでいること」、そして、「今後進めていきたいこと」について、それぞれ3つに分けて整理したいというふうに思います。

まず、これまでに取り組んできたことといたしましては、近年グローバル化に向けて、急速に利用が伸びております、SNSによる情報の受発信に対応するために、道の駅をはじめ、役場本庁舎、町民センター等、町内公共施

設等における WI-FI 環境の整備を行ってきたところであります。

また、観光パンフレットの英語版を作成して、道の駅事務所前及び、役場庁舎に設置しているほか、小さなことではありますけども、役場本庁舎内の各課の案内看板、これにつきましても、英語表記をしているところがございます。

また、教育面におきましては、外国語指導助手 (ALT) や、みどり保育園外国人保育士補助員の雇用によって、幼児期から日常的に外国人や異文化とふれあうことで、世界標準である英語に慣れさせて、語学力などを向上させる取組を進めているほか、高校生の外国語研修の実施による、グローバルな視野をもった高校生の人材育成や、ALT の指導による婦人会の英語教室の開催など、グローバル化に対応した教育を進めているところであります。

次に、現在取り組んでいることといたしましては、先ず、道の駅をはじめ、役場、学校施設等、公共施設のトイレに、和式トイレの使用方法や、温水洗浄便座、所謂ウォシュレットであります。これの使用方法の多言語表記をしてはどうかということ、以前これは、清水議員の方からお話をいただくことがあるというふうに思っておりますが、このご提案を受けまして、早速、色々と問い合わせをしてみたところでありますが、その結果、TOTO 株式会社や京都市のホームページから、データの提供を受けることが可能であるということで、近々に、4カ国語表記のステッカーを作成して、各所のトイレに貼り付ける予定にしているところであります。

なお、昨年改修をいたしました、ふれあいセンターのトイレにつきましては、便座と一緒にステッカーが梱包されておりましたために、既にセンターのトイレにはそれが貼り付けてあります。

また、山口県観光連盟が実施する事業において、阿武町内では、惣郷川橋梁及び、鹿島の 2 箇所に、観光ビュースポットの看板、これを、今月中に設

置予定でありまして、この看板にも、英語表記を予定しているところであり  
ます。

次に、今後進めていきたいとありますが、東京オリンピック・パラリン  
ピックの開催に向けた、ホストタウン化による影響も含めて、広くインバウ  
ンドへの対応が重要になってくるというふうに考えているところでありませ  
う。

近年、来日客は、東京、大阪、京都といったゴールデンルートから、リピ  
ーター客になるにつれて、地方都市や田舎へ流れはじめておりまして、その  
ほとんどが、スマホによる情報収集や交通機関の手配、宿泊予約、そしてフ  
ェイスブックやツイッター、インスタグラム等への投稿を行うなど、SNSを活  
用した情報の受発信を行っていると言われてしているところでありませ  
う。

本町といたしましても、これをフルに活用し、町内の魅力的なポイントを  
積極的に情報提供していくほか、今後作成する看板等にも極力多言語表記す  
るように努めて参りたいと考えているところでありませう。

また、宿泊につきましても、6 月からの民泊法の施行を踏まえまして、空  
き家を活用した民泊の推進をはじめ、温泉やレストランを備える道の駅との  
連携により、道の駅下広場これの有効利用も、今後検討して参りたいと考  
えておるところでありませう。

そのほか、これまでおこなってきました、JICA 等の受入、コンコード  
ジャズフェスティバルの開催などによって、醸成されたグローバル化の流れ  
を引継ぐ中で、まずは、今年度ジャズコンサートを復活するほか、今後、J  
ICA 等の受入につきましても、これまで受入窓口となっておりました、グ  
リーンツーリズム推進協議会、これに変わる、新たな組織の立ち上げ等も模  
索して参りたいと考えております。

最後に、国際化やグローバル化への対応を契機に、町内の地域資源を見直  
し、選ばれる町を目指して、町を磨いていくとともに、近隣市町とも連携し



て、道の駅をはじめとする観光施設そして、阿武町暮らし支援センターなどのガイドや、おもてなしを磨いていくことで、町全体の底上げを図って、「開かれた町づくり」に努めていきたいと考えているところであります。以上で 1 項目目の答弁とさせていただきます。

○議長 7 番、ただ今の執行部の答弁に対する再質問はありますか。

(7 番、清水教昭議員「はい。」という声あり。)

○議長 はい。7 番、清水教昭君

○7 番 清水教昭 非常に、阿武町の取組みがですね、グローバルの展開を見据えたときに少しずつ、もう含んであるよということを聞きまして、内心ホッとしております。しかしですね、もう一つこういう視点があるのではないかなということで、再質問をさせていただきます。

阿武町が進めるおもてなしのステップのなかで、特に萩市に外国人の方が訪れる機会、これからは増えてくることが見込まれます。その時には阿武町まで、観光の足をのばしてもらえると、やはり今言われた取組が功を奏してくるのではないかと思います。

そこでまず大切なことは、言葉が通じないと、お互いの意思が充分にわかりません。例えば食事、洗面所、トイレ、交通機関、便所等の場所への案内等がございます。そうです、外国の言葉が少しでも話せる。また聞いても単語だけでも分かれば、と思います。阿武町の図書館に外国語のわかりやすい書物があり、それを紹介したらと考えます。だから、一つは、阿武町全体で蔵書が何冊あり、奈古、福賀、宇田郷の地区別では何冊あるのか。次に、阿武町内の小中学校ではどれぐらいの蔵書があるのか。三点目は日本十進分類法(NDC)で、区分80言語で英語、中国語、韓国語別での冊数はどうなっているのか。そして、区分80言語で奈古、福賀、宇田郷での冊数はあるのか。蔵書は沢山あれば良いとは限りません。最低限のバランスが必要です。そこで、町長又は教育長のお

答えをお願い致します。

○議長 町長。

○町長 具体的な蔵書に関することでもありますから、教育委員会の方から答弁させていただきます。

○議長 教育委員会事務局長

○教育委員会事務局長 蔵書ということでもありますけども、3月1日現在の台帳上の数値を申し上げたいと思います。まず、町民センターの図書コーナーであります、5,289冊であります。福賀公民館図書コーナーが4,417冊。それから宇田郷公民館が、3,654冊で町内合わせまして、13,360冊の蔵書があります。次に阿武町立学校であります、阿武小学校が7,628冊、それから、福賀小学校が5,969冊、阿武中学校が、7,029冊で学校合わせまして、20,626冊の蔵書があります。

このなかで、日本十進分類法で区分80で、大きい区分として言語というカテゴリーに分類される書籍についてのお尋ねでありますけれども、この区分80につきましては更に厳密に3桁のコード番号に再分割されておるところであります。例えば中国語につきましては820で分類されています。韓国語については大きく中国語のカテゴリーの中に含まれておりまして、その東洋の諸言語として829という番号が付されているところがございます。英語は因みに830、ドイツ語が840、フランス語は850などとなっております。日本語につきましては、専門的に語学関連としまして810が付されています。いずれも言語関連につきましては3桁のコード番号の最初が8という数字が付されるという形で、これらが文字や言語、文法に関わる書籍や辞書など所謂、言語研究に係る書籍に限定されるものであります。このため区分80の狭義の意味での言語では余りに数量が限定されますので、ご質問の主旨からここでは大きく外国語関連の書籍ということで、ご回答申し上げたいと思います。例えば特定の

外国語のみの書籍、或いは外国語と日本語の対比訳や、それから外国語学習のための辞典、問題集、絵本からマンガ小説まであらゆるジャンルに於いて都合外国語に係るもの全て含めた書籍を申し上げたいと思います。

一般図書のコーナーでありますけども、福賀と宇田郷の図書コーナーにおいては、この外国語関連書籍はありません。町民センターには児童生徒向けに英語関連の本の蔵書があります。具体的には、ドラえもん名作集や進撃の巨人、映画化されました、ちはやふるの原作本など、日本で子ども達に任期なるマンガ本が英訳されているものがあります。また、ご質問の主旨に合ったような、日本の食べ物や行事などを英語で紹介する本も数冊ですが置いております。これら合わせて44冊あります。

貸出実績につきましては、ある程度英語が分かる中学生が借りておりますが、実際には一部の特定の生徒に限られているという傾向であります。なお、英語以外の書籍はありません。

続いて学校ですけども、阿武小学校は英語関連としまして、絵本、昔話を中心に89冊、中国語関連が5冊、韓国語は1冊あります。このほかその他の諸言語の区分としまして、17冊あります。阿武小の外国語関連の書籍の合計は112冊となっております。

福賀小学校につきましては、英語関連のみの書籍で阿武小と同様に、絵本、昔話、を中心に42冊あるところです。

阿武中学校は、英語関連としてはやはり英語科の学習用として、問題集や参考書の蔵書も多いところですが、小学校と同様に絵本や昔話がおおく、加えて小説なども合わせて141冊の英語関連の蔵書があるところです。また中国語関連は8冊、韓国語関連は7冊ということになっております。

その他の諸言語の区分といたしましては、11冊ありまして阿武中の外国語関連の書籍の合計は167冊となっております。小中学校合わせますと外国語関

連書籍は、321冊であえて率で申しますと小学校で全書籍のおよそ1.1パーセント、中学校ではおよそ2.4パーセントということになります。

なお、学校における図書選定あたりましては文科省の示しました学校図書館基準というものがあまして、これは学校の実情に応じて設定ができるものでありますけども、これに準じて学校の図書担当の先生が選書をしているところでもあります。因みに文科省の基準の区分につきましては、一般図書の区分とも共通しておりまして区分80言語に当たる区分の学校図書で見受ける表記につきましては、語学ということになりますけれども、この割合につきましては、小学校で2パーセント、中学校で5パーセントということになっております。

また、最近につきましてはパソコン等により視聴覚で学ぶデジタル教材も入っておりますが、これらは先ほどお話ししました学校図書館の蔵書には数としては、反映はされておられません。以上です。

○議長 7番、再々質問はありますか。

(7番、清水教昭議員「はい。」という声あり。)

○議長 はい。7番、清水教昭君。

○7番 清水教昭 状況が明確に分かりました。ありがとうございました。やはり奈古、福賀、宇田郷のバランスを考えたときに本当にいいのかな。児童は一通りいる。だけどそういう中でバランスを考えてこれから取り組んでいただきたらなあと考えます。

そこでですね、外国の言葉が少しでも、聞けて、話して、書ける。私は、これが出来れば素晴らしいなと思います。だから、明治維新今年は150年の節目です。だから、その歴史的事例から引用してみます。1851年土佐の漁師、万次郎が漂流して、ここが大切です漂流して、アメリカのカリフォルニアで11年間生活し、帰国したら、幕府は従来 of 慣例を破り優遇し、貴重な人材として用いま

した。そこで、1853年、吉田松陰は9月18日ロシアの軍艦に「漂流」するため江戸から長崎へ、そして、10月27日長崎に着いたが、すでにロシア軍艦は出航していました。だから、1854年アメリカのペリーが軍艦7隻で、再度来航しました。そこで、3月27日の夜に吉田松陰は金子重之助と共に乗り込んだが、拒否され、失敗をしました。ここで、2人にもし英語が話せたら歴史が変わっていたかもしれません。

このようにグローバル的な展開で貴重な歴史的過去があります。したがっていまして図書館にある外国語の書物から、さらなるグローバルな施策がないのか。あるのか。できるのか。そして、区分80言語で奈古、福賀、宇田郷にある保有冊数の水平展開が可能かどうか。この辺について阿武町として取り組みで、町長又は教育長のお考えをお願い致します。

○**教育委員会教育長** 外国語関連の書籍の数につきましては、先程、事務局長が申しあげましたように、小・中学校におきましては、合わせて321冊あるわけであります。再質問のお尋ねの中で、最低限のバランスということがありました。学校における、外国語関連の蔵書につきましては、適度なバランスは確保できているというふうに思っておるところでございます。

一方、町民センターの図書コーナーの、英語関連の本は44冊ということですが、ただ、この本数を10倍にして、これらの書籍を利用したからと言いましても、町民の皆さんの語学力が急速に伸びるということは、期待できないのではないかと思います。

おもてなしが出来るレベルに達するには、それ相当の学びが必要でありますし、帰する所は、個人個人の思いとなるのでは、と思っております。それは、英語なりを学びたいという、自分を向上させ、その上で言語力を活かし、来日する外国人と会話しながら、おもてなしをしたいと思う個人的な向学心が重要であります。語学は、やはり、視聴覚、或いは五感をフルに活用して、

何度も繰り返して、上達するものであり、書籍のみの学びでは、向上は十分には期待できないと思われま

そこで、一般向けではありますが、現在本町では、婦人会の学級で、ALTを使った、英会話教室を定期的に行っている所でありま

事実上、英語は世界共通語であります。そこで、ご案内のように阿武町は従前から英語教育に力を入れております。近年では、保育園に外国青年保育士補助員がおりますし、小学校、中学校にはALT外国語英語指導助手が関わっております。

英語教育も新年度から正式な教科の位置づけになります。小学校3・4年生は外国語活動、5・6年生は英語科という授業が始まります。1・2年生が空白期間となりますので、保育士補助員とALTが、共に空き時間を十分に活用しながらこれらの子どもたちに携わるような仕組みを考えていきたいと考えております。

先程のご質問の中で、「オリンピックをきっかけとした、おもてなし」という側面から、ご質問されたと推測できる訳でございますが、最も近い外国として、韓国、中国からの来日も当然ながら考えられますが、そうした国から来る方たちは外国に渡航するにあたり、ある程度英語を学び、ある程度使えるレベルに達していらっしゃるのではないかと推察できる訳であります。中国語や韓国語など、英語関連以外の書籍の配置につきましては、必要性において今のところ考えていないところでございます。

グローバル化の観点はとても大事である訳でございますが、もちろん、新たな観光資源の創出の努力は色々あると思っておりますが、残念ながら今現在、阿武町の観光資源等を目的に、本当に外国人が来町するのか、ということにつ

きましては、多少の疑問があるところでございます。

一方、英語等の外国語の書籍を多く購入しても、それが読めなくては意味がないと考えます。英語を学ぶことは、それぞれの自主性、また、別の機会に任せるとして、それよりも、諸外国の優れた作品を日本語に訳した書籍を取りそろえ、外国の名著コーナー等を設置して、これらの書籍を日本語でしっかりと読み込むこと。このことで、外国のことを知り、外国人の考え方をしっかりと学ぶことが、よりグローバル化に寄与するものではないかと思う訳であります。

図書館の整備につきましては、先般、検討委員会から答申があったところでございますが、この中には、図書サービスの充実に合わせ、本を選ぶに当たっては、町民からの意見を聞く、町民の声を活かすというような提言もありました。グローバル化に向けた外国語の書籍を置きたい、というような町民の皆さんのニーズがあれば、また前向きに検討してまいりたいと思います。

現在、福賀或いは宇田郷の各公民館の図書コーナーには、外国語関連書籍はありません。

そこで、水平展開と言うことでありますが、本の冊数につきましては、貸出が基本であり、同じ本が複数あることの必要はあるかもしれませんが、3地区が同じものを多く揃えるということはさけて、各図書コーナーが連携し、それぞれの蔵書を効率的に、定期的に入れ替えるような仕組みを今後、検討してまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長 7番、続いて2項目目の質問を許します。ご登壇ください。

○7番 清水教昭 それでは2項目目、阿武町の皆様方の、生命と財産を守る消防団協力隊についてです。阿武町の皆様方は生命と財産を守る取り組みについては、いの一番に心配をしておられます。そのような中で、今年1月29日の朝前の3時過ぎに火災が発生をしました。関係者の心痛をお察し致します。皆

様方が一刻も早く、心を癒されて、前に向かって進まれます事を、願っております。

行政と私達議員は、生命と財産を守る取り組みについては、今一度、原点に帰り、心血を注いで進めて行く事が、最優先だと確信を致しました。ついては、次の質問をお聞き致します。

一つは、消防庁・山口県からの消防団協力隊の法的な整合性について。先の 12 月での一般質問で、阿武町消防団協力隊の必要性を、全国他市町村の状況等も調査の上、発足に至ったと報告がありました。

その背景には、一つ、消防法第 29 条第 5 項、二つ、災害対策基本法の基本理念として、第 2 条第 2 項第 2 号において、この 2 点での、法的な整合性を答弁されました。

これを鑑みて、法的な解釈が十分に満たされているとは一概には言われません。前回は、全体的な時間配分の都合上、再質問が取れませんでした。今回、次の内容についてお答えをお願い致します。

一つ、消防庁に相談をされたのか、またその回答はいかなるものであったのか、お聞かせください。

二つ、山口県消防本部に行かれて、時間を十分に取って、その整合性をお話しされたのか。

3 点目、聞くところによると、山口県からは、そのセクションの関係者が、阿武町役場に 2 回来られたとお聞きしています。関係者とのすり合わせ内容をお聞かせ下さい。

次、これらを受けて、迷いのない役場側の最終判断をお聞きします。

次 2 点目、火災発生時の初期初動対処についてです。これも、先の 12 月の答弁では、初期対応でも、いろいろなパターンがあり、その取り組みについて回答を頂きました。しかし、一番重要なことが触れられていません。それは、3



点あります。

一つ、火災発生時の初期は、体に悪い不燃性のガスが多発します。危険です。一酸化炭素などはもう目に見えません。これにどう対応するのか。

2 点目、爆発的な液化石油ガス、油類の位置関係が不明確な所に近づく事は、大惨事につながります。二次災害になります。

3 点目、電気配線からの漏電は、目に見えませんが、感電事故の誘発が発生をします。

これらの状況下で、具体的な対応、また訓練はどのようになっているのか、お聞かせ下さい。以上です。

○議長 ただ今の、7 番 清水教昭君の 2 項目目の質問に対する執行部の答弁を求めます。町長。

○町長 「阿武町の皆様方の生命と財産を守る消防団協力隊について」と言うタイトルで、ご質問いただきましたが、これは先ほど申されましたように、前回、途中のような感じになりましたけれども、12 月議会でもいただいたご質問の再質問的な質問であると受け止めましたが、順次お答えをさせていただきます。

一つめの具体的な内容としましては、消防団協力隊の発足にあたり、「消防庁に相談をしたのか、また、その回答はいかなるものであったか」、また「山口県消防本部で、その整合性を確認したのか」、と言うふうなことでありますが、質問にお答えする前に、今年の 1 月 19 日付けで、総務省の野田聖子大臣から全国の都道府県知事及び市区町村長宛に送られてきました「消防団員の確保に向けた取り組みについて」という書簡を要約してご紹介したいと思います。

「近年、地震、台風、集中豪雨、火災等の様々な災害が多発しており、今後は、南海トラフ地震や首都直下地震など、さらに大規模な災害が発生する

可能性が高い。災害に際し、地域の安心安全を守るためには、地域住民の最も身近な存在である消防団を中心として、地域における防災力を充実強化することが極めて重要である。

しかしながら、現在、全国的に消防団員数は減少する傾向にあり、地域消防力の低下が懸念されている。

このため、総務省消防庁では、消防団を中核に地域防災力の充実強化を図ることとしており、特に、以下の三点が重要であると考えている。

一つ目、消防団員の確保と質の向上を図り消防団の災害対応能力を向上させること。

二つ目、消防団が自主防災組織等と役割を分担し、連携を強化することによって、地域防災力全体を向上させること。

三つ目、女性、地方公務員、消防職員 O B ・消防団員 O B などの様々な方々に消防団への参加を促すこと。

「貴職においても、地域防災力の充実強化のため、より一層の取組を行うこと」こういうふうに言われておりました。

つまり、「全国的に消防団員が減少して、消防力の低下が危惧される中で、火災等の災害に備えて、各自治体はそれぞれ知恵を絞り、工夫、努力し、消防力の維持、向上を図りなさい。また、それに対して国は支援をします」と言っていると解釈しておるところであります。

前回、12 月議会でも説明させていただきましたが、少子高齢化に伴う人口減少が著しい阿武町においては、消防団員の増加は現実的には見込めません。そのため、消防団を補完する組織として、全国の事例も調査しながら消防団協力隊の発足に至ったほか、現在、町職員や事業所職員による、新たな消防分団等の立ち上げ等も、また、既存の分団への配置等も検討しているところでもあります。

そして、このことも前回、説明をさせていただきましたが、一昨年暮れの奈古西の二の家屋火災では、強風が吹く中、奈古浦全域にわたる大火の可能性もあったわけでありますが、消防団協力隊による初期消火が功を奏して、幸いにも大事には至りませんでした。仮に、協力隊による初期消火がなければ一体どうなっておったのでしょうか。今更ながら背筋が凍りつく思いがいたします。

また、今年の 1 月 29 日未明に発生した野柳の倉庫火災においても、同地域にお住まいで、いち早く駆けつけていただいた消防団協力隊員による初期消火により、大火に至ることなく無事鎮圧されたところでもあります。

さらに、この火災の後に、地域の野柳自治会から新たに協力隊へ 2 名の加入の申し出がありました。このことは、改めて消防団協力隊の意義を実感されて、入隊されたものであるものと理解をしているところでもあります。

清水議員からは、別途、山口県内の他の町で同じような組織はあるのかとの質問もいただいたところではありますが、聞き取り調査の結果、現在、上関町、平生町、田布施町では一部検討はされているものの、現時点では同様のものはないとのことではありますが、周防大島町においては、平成 18 年に自主防災認定制度を設けて、認定を受けた自主防災組織が購入する機材等の補助また、自治会、または、自主災害組織が行う防災訓練についての補助を行っているということがありました。

認定を受けた自主防災組織の中には消火班を設置して、当該地域で火災が発生した場合に、消防署や消防団が到着するまでの間、消火栓等で初期消火、避難誘導等を行う事としており、町や消防団、そして何よりも町民から心強く思われているというふうなことでありました。

これは、阿武町でいうところの消防団協力隊的な組織ということになるのかというふうに思われますが、ただ、周防大島町の形態は、消防団の下部組

織の位置づけではなく、町からヘルメットやコートの貸与もない、時前持ちというふうなことであります。

ここで、最初の質問の、消防団協力隊の発足にあたり、「消防庁に相談をしたのか、また、その回答はいかなるものであったのか」、また「山口県消防本部で、その整合性をはかったのか」、というご質問であります。何れの回答も消防団協力隊について「合法、違法を判断する立場にない」、「許可する立場にない」との見解であります。

つまり、国や県が判断するものではなく、あくまでも各自治体が判断するものであるとの理解であります。先ほども申しましたように、全国的に消防団員の減少に伴う消防力の低下が懸念されている中で、町の消防団協力隊の発足、活動は県内の中でも先行しているものでありまして、今後、他の市町の追従も予想されるなかで、阿武町の取り組みが先行事例となれば幸いだと考えているところであります。

最後に、「迷いのない役場側の最終判断を」ということではありますが、消防協力隊は既に立ち上げられて、想定以上の成果を上げており、町にとって不可欠な組織となっております。

繰り返しになりますが、消防団協力隊の初期消火活動が「類焼」、「延焼」を防ぐなど、各地区で大きな成果を上げています。また、奈古野柳の火災の後、新たな協力隊の入隊もありました。この結果が全てでありまして、今ここで、共助の精神や正義感を持って入隊された皆さんに水を差すような議論は無用だと考えております。町としては、今後とも隊員の安全確保には十分配慮しながら、さらに当組織の発展、強化に努める所存であります。

次に、2 番目の項目として「火災発生時の初期初動対処」について、具体的には、ガス中毒、爆発や感電等の事故防止等の対策ということですが、このことも、前回の議会での繰り返しになりますが、消防団協力隊の基

本的な役割は、消防団協力隊設置要綱に記述しておりますが、一つ、火災発生時における初期消火活動及び消防団または消防署の後方支援、二つ目として、支援活動を円滑に行うための訓練ほか、ということになっております。

特に初期消火活動につきましては、消防団が到着するまでの間、各地区に設置しておる屋外消火栓格納ボックスからホースや筒先を取り出して、ホースの延長、結合を済ませて、消防団が到着した時点で直ちに放水が可能になるように準備及び、消防団が到着するまでの十分な安全を確保した上での消火活動を想定しております。後方支援といたしましては、交通整理や避難誘導、安否の確認等も想定しているところであります。

また、毎年開催されております講習会では、特に隊員の安全確保を中心に講習をしております。消防団到着後には団員の指示に従うとともに、基本的には危険区域には立ち入らないようお願いしているところでもあります。

今回、清水議員から先ほどのようなご質問を頂きましたが、このことは大変重要なことであり、今回の消防団協力隊への講習会では、今回も、萩市消防本部から消防士を予定しておりますが、その様な講習もお願いしたいと考えておるところでございます。

なお、万一の災害時の事故補償についてであります。このことにつきましては、これも前回の繰り返しになりますが、消防団協力隊は、町負担で、非常勤職員等公務災害補償等共済制度というものに参加しております。補償内容につきましては、退職金制度というのはありませんが、その他は、消防団員同様の休業補償や障害補償、その他死亡時の遺族に対する補償等もあるということでもあります。

最後になりますが、消防団協力隊の活動については、清水議員もご賛同いただいているものと理解しており、町の安全、安心な行政を進める上で、消

防団協力隊はなくてはならないものと思っております。

今後ともぜひ、議員にはご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げます。答弁といたします。

○議長 7 番、ただ今の執行部の答弁に対する再質問はありますか。

(7 番、清水教昭議員「十分に理解したので、ありません」という声あり。)

○議長 再質問ないようですので、7 番、続いて 3 項目目の質問を許します。ご登壇ください。

○7 番 清水教昭 この時点で私の持ち時間が、あと 14 分しかございません。従いまして、質問する内容をですね、これからぐーと絞り込みます。絞り込んだ内容で進めるところを、ひとつご理解頂きたいらなと考えております。4 項目目はこれはまた、次回 6 月がございますので大きく 4 項目目は、次の 6 月ということで、繰り延べさせていただきます。

それでは、3 項目。これは町道生活道路の安全性の確保について。阿武町の 3 地区において、草刈り作業の軽減を行う為に路肩のコンクリート施工が行われました。住民の方々は大変に助かっています。また、萩市の行政におかれましても、すでにこの事業は進められており、足並みが揃うことは、北浦をあげて良い事だと安心をしております。

そこで、町道の維持管理で発生をした事故手続きについて、これを質問させていただきます。

道路の維持のために、路肩の草刈り作業をしている自治体・各種ボランティアが、作業中に発生をした事故補償については、自治会活動保険で対応するようにとの、答弁がありました。

そこで、ある集落において、町道の路肩草刈り作業中、熱中症が発生をしました。担当部署では時期、状況の詳しい情報はすでに把握をされておられます。

再発防止の為に、次の点でお聞かせください。

一つ、現時点で自治会活動保険に加入している割合について、また未加入の自治体への対応について。

次に、熱中症が発生をした自治会への、初診料、交通費、熱中症者への慰労等の処理手続きはどこが行ったのが正しかったのか。

三点目、自治会活動保険に加入していない時に、事故が発生した場合の対応について。

四点目、作業中の事故は予見が出来ますので、これらに対しての啓蒙活動の取組みについて、お答えをお願いします。

そして、2 点目の、町道の管理における詳細図とモデル町道について、これは次回に割愛させていただきます。

それよりは、三点目の、住民が頻繁に使用する生活道路についてです。私はこれが大切だと思いますので、これに焦点を絞らせて頂きます。

国道、県道、町道、農道等を含めて、住民の皆様方は日常の生活をしていく上で、商店街の買い物道路や、団地内の道路、通学時の登下校に使用する道路等、専ら住民が利用する道路があります。

そのような中で、全国的に幹線道路での事故は大きく減少していますが、この生活道路での事故が目立つようになってきました。この道路での事故犠牲者は、ほとんどが歩行者です。ついては次の点をお聞かせください。4 点あります。

一つは、国土交通省、また公安委員会から準じて、阿武町が考慮する生活道路の定義又は狭義はどのように定められていますか。

二点目、阿武町が考える、生活道路の具体的なイメージについて。

三点目、生活道路での速度制限や規制の範囲について、ありますか。

四点目、阿武町での生活道路としてのモデル道路について、お聞かせください。ひとつ町長のお答えをお願い致します。以上に絞らせて頂きます。ご迷

感掛けます。よろしくお願いいたします。

○議長 ただ今の、7 番 清水教昭君の 3 項目目の質問に対する執行部の答弁を求めます。町長。

○町長 3 項目目、「町道、生活道路の安全性の確保について」であります。初めに、「町道の維持管理で発生した事故手続きについて」ということで、具体的な内容といたしましては「ある自治会における、町道の草刈作業中に熱中症が発生した事案があったが、再発防止についてどう考えているか」というふうなことでございます。

本来であれば町道の管理につきましては、町が行うこととなっておりますが、町道の延長は、全体で約 133 キロメートル、1 級、2 級の幹線町道だけでも、約 56 キロメートルにおよびます。必然的に町が全延長を単独経費で実施することは、厳しい財政事情の中は、現実的には不可能であるというふうに考えております。このことは、近年の国道・県道の管理状況をみてもご推察いただけるのではないかなというふうに思うところであります。

国道 191 号の長浜パーキングの草刈り作業をボランティア活動等としてご尽力をされていらっしゃる清水議員には、敬意を表するところでありますが、このことは宇田郷地域の一人の住民として、環境、景観を守るといった、所謂「ふるさと愛」の精神を持って行われている活動だと理解をしておりますし、そういった意味では、清水議員は最大の理解者の 1 人であるというふうに考えております。

同様に自治会による地域内の道路、河川等の草刈り作業についても、自治会内の住民それぞれが安全で快適な生活を送るために、また、自治会員相互の共助の精神で「自主的」に行われる活動の一つであるというふうに考えているところであります。

なお、草刈り作業中に起こりうる、万が一の事故等につきましては、当然、



想定しなければいけないことであり、町といたしましても、自治会長集会において、自治会活動時の事故補償について対応可能な「自治会保険制度」。これの加入のご案内を申し上げているほか、当該作業等に対する公助として、集落彩生交付金により支援をさせていただいているところであります。

そこで、一つ目の「現時点で自治会活動保険に加入している割合」というご質問であります。平成 29 年度の加入状況は、43 自治会の中で 8 自治会がこの制度に加入しております。

次に「熱中症が発生した自治会への、初診料、交通費、熱中症への慰労費等の処理手続はどこが行ったのが正しかったのか」とのご質問ですが、このような事案につきましては、基本的には全て該当自治会で処理いただいているところであります。このことにつきましては、該当の方、また、該当自治会長さんからは、「自治会内の問題であり、町に対して、あれこれ言うつもりはない」という見解を示していただいているところであります。私も、そういうことになろうかと思っているところであります。

また、作業の前には必ず自治会長や担当者の方が、熱中症や事故等の予防のため飲物の提供や、作業に当たっては、体調・安全面には十分配慮されるよう、注意喚起を行っているとのことでもありました。このことにつきましてはどの自治会でも、同様に行われているものと考えております。

次に三つ目、「自治会保険に加入していない時に、事故が発生した場合の対応は」及び、四つ目の「作業中の事故防止のための啓蒙活動の取り組みは」とのご質問ですが、このことにつきましても、保険加入はあくまでも、それぞれ自治会の任意的なものとなりますので、今後とも自治会長集会等においても、自治会保険の説明、また、加入推進等を行っていきたいと考えております。

なお、道路、河川愛護活動につきましては、消防団協力隊同様、「自分たち

の安全、環境は自分たちで守る」といった精神のもとに、既に根付いた、町の素晴らしい取り組みだというふうに理解しております。

今後とも、町といたしましては、自治会の道路・河川愛護活動に対し集落彩生交付金による支援を行うほか、今年度から実施しております、草刈り等の労力軽減を目的とした、町道の路肩や法面舗装につきましても、新年度につきましても引き続き実施することとしておりますので、ご理解を頂きたいと思っております。

次に、「住民が頻繁に使用する生活道路について」のご質問であります。先ず、一つ目の「国土交通省、また公安委員会に準じて、阿武町が考慮する生活道路の定義」、また、二つ目の「阿武町が考える、生活道路の具体的なイメージは」とのご質問であります。生活道路は、「その地域に生活する人が、住宅などから主要な道路等に出るまでに利用する道路」というふうに定義をされております。イメージと致しましては、住民が利用する町道、農道、そして所謂赤線など、いわゆる日常的に利用している道路と捉えております。

次に、三つ目の「生活道路での速度制限や規制の範囲について」のご質問ですが、平成 21 年度に交通規則基準の改正がありまして、生活道路については、速度を抑えるべき道路を選定して、速度制限は原則、時速 30 キロメートルとなったところであります。町では、今現在で、規制対象となる道路及び、区域の選定は行っておりませんが、今後、必要があれば検討していきたいと考えております。

次に、四つ目の「阿武町での生活道路としてのモデル道路について」のご質問ですが、先程も述べました様に、規制対象となる道路及び区域の選定は行っておりませんので、町の生活道路としてのモデル道路と言うふうなご質問には、返事に窮するところであります。強いて言うなら奈古地区では奈古中央線、宇田郷地区では宇田中央線、福賀地区では福田中央線が、

それぞれの地域の中心でありますので、今後、速度制限を検討する、所謂生活道路のモデル道路となり得るものではないかなど、今は考えております。

なお、道路で安全面の不安な箇所につきましては、優先順位をつけながら順次整備をしまいたいというふうに考えておるところであります。以上で、答弁を終わります。

○議長 残り 1 分ですが。

(7 番、清水教昭議員「はい。」という声あり。)

○議長 はい。7 番。

○7 番 清水教昭 非常に時間通りに進んでおりますが、非常に素晴らしい回答を頂きましたので、私自身としては大満足しております。残った質問に対しては、私のまた自己責任の範囲です、6 月、または 9 月がございませのでその中で消化させて頂きます。本日はありがとうございました。

○議長 これを以て 7 番、清水教昭君の一般質問を終わります。

○議長 ここで、会議を閉じて 10 分間休憩いたします。

休 憩 10 時 02 分

再 開 10 時 12 分

○議長 休憩を閉じて休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続行します。

○議長 次に、5 番、小田高正君、ご登壇ください。

○5 番 小田高正 改めまして皆さんおはようございます。春は大人も子どもも、会社も団体も、新たな事業年度を迎えます。どなたも新年度に向けて新たな夢と戦略を持って行かれることと思います。私は今まで、町の開発それから開発に伴う町の職員の執行部、団体の組織の活性化、そういった視点、

それと同じように町民の皆様の小さな声、お茶の間の声を必ず届ける、そういう思いで、議員で孤軍奮闘しております。これからも、小さな声を確実にこの議会の場で届けたいと思います。本日は、私からは老後における諸問題について、を執行部にお尋ねいたします。

人は健康な時には気付かないことや、自分や家族が実際に介護や障害状態になってみないと分からないことは多いと思います。自分のことは自分でやる。そうすることが出来れば誰にも迷惑をかけることはないでしょう。

しかし、齢を重ねれば現実には相当に厳しいものがあります。阿武町の高齢化は深刻さを増しており、地方創生の裏では、こういう事案が加速的に発生してきており、病気等で亡くられる高齢者も多くなってきているように感じます。また、認知症だけではなく、足腰に不安をもっておられる方が増え、今後は、家事や入浴、排せつなどが出来ない要介護、要支援者も予想より増えてくると思います。

推計によると、2010 年から、日本の人口は減少しておりますが、一方で 75 歳以上の高齢者は、その逆で、急速に増加する予定で、2010 年には、1,419 万人だった高齢者人口が、2025 年には、1.5 倍の 2,179 万人、さらに、日本の人口が 2010 年の約 3 分の 2 となる 2060 年でも、75 歳以上の高齢者は 2,336 万人に増えると予測されております。

阿武町の人口構造をみてもご承知のとおり、高齢化問題は、他の市町村に比べ、早く到来しており、その為の対策として、民生事業は動いています。健康寿命対策や阿武町医療機関と連携したスマート人間ドッグ健診、他の医療機関でも助成制度がある健康診断の積極的な啓発活動など、一生懸命、担当職員の方はきめ細かに、対応されておられます。

私も仕事柄、そういうご家族や親族から、民生課や社協の職員がよくやってくれている。とお話を聞いており、この民生課の様々な取組みは、元国

保運営協議会の委員としても評価が出来るものです。今後も継続して、住民サービスの向上に努めていただきたいと思います。

さて、小さな町の大きなメリット。それは、小さいからこそ、小回りが利いて議員も執行部も住民の皆様との距離が近く、問題意識をすぐに共有できるという点です。

阿武町だからこそ、行政の担当者や社協の皆様も、お身体を不自由にされておられる方の症状をしっかり把握することができ、ご本人やご家族が求められていることに対して、関係機関が寄り添い、親身になって、耳を傾ける。そういう姿勢であるからこそ、両者の信頼関係が出来るものだと思います。また、阿武町の各地区に委嘱されておられる地域の実情に詳しい担当地区の民生委員さんの役割も、益々、重要になってくるのではないかと思います。そして、介護施設の利用者に対する職員のサービスも非常に大切です。

最近、業界の不祥事が非常に多いと感じます。暴言、虐待、盗難、殺傷等、信じがたい事件が多発しており、阿武町内の介護施設にはないと信じたいところです。利用者の症状によっては、対応に大変な仕事であることも理解できますが、利用者は、人生の終末を迎えるかもしれない方であり、家族で介護が出来ない代わりに、食事や入浴、下のお世話などをするために、存在する職種です。

利用者の皆様に対して、寄り添い、快適な環境のもとで過ごされているのか、執行部は、介護事業所と密に共有されていると思いますが、利用者第一主義の観点で、奈古、宇田郷にある既存の介護施設だけでなく、新たに新設される福賀の介護施設を含め、住民の皆様の深い関心事であるため、サービス向上に努めて頂くようお願いします。

今回、平成 30 年度の施政方針の中で、主な事業の概要を説明されました。予算は執行部の性格を表すものです。3 月議会は予算議会でもあり、議員は、

執行部とは違う見方や、穴があればその穴を埋める。または、味付けをし、新たな提言もします。

阿武町の地方創生の主軸は「人」、その人の中には、老後を快適に送りたい高齢者の方が、多く含まれています。また、高齢者にとって、民生課の福祉事業は、先程申しましたように、一番の関心があり、距離が近いものでもあり、高齢者のまちに対する満足度に、直接、比例していく事業であることは、言うまでもありません。満足度の高まりも地方創生であり、選ばれる町に向けて、今後の高齢者福祉政策は重要であり、若者政策、定住政策と同時進行で行う政策課題です。人は誰しも、老後がきちんと生活出来るか心配と思います。高齢者が直面する今後の生活を、今より、さらに快適に過ごしていくためには、まちの仕組み構築が必要不可欠です。高齢者のまちに対する満足度が上がれば、若者も将来が安心できるという流れにもなります。

町長は公約に、「今、生きているあなたがより住みよく、より豊かに、より安心に暮らせるために」と強く訴えかけられました。そして、単独町政を堅持する中で、若者定住とこれらの条件となる雇用の創出、高齢者の福祉対策等をあらゆる施策を総動員し、他の自治体になし、他の自治体に先駆け、一刻も早く、かつ大胆に進めるべき」であるとも掲げられています。また、皆さんご存じの、広報あぶ 2 月号の町長コラムには、アウトプット（行為を行った結果）、アウトカム（戦略から生まれた成果）という言葉が掲載されています。大事なことは、何を為し、それによって、どういう結果が生じたかではなく、それによって、どういうプラスの成果がもたらされ、今後、更に、どういう成果が見込めるかが重要と記載されています。

私の解釈では、結果が終着点ではなく、各事業の細部が浸透され、持続的な波及効果が自然に起き、事業に新たな足跡や羽がつき、成果の連鎖が生まれる現象を言われているのだらうと思います。福祉事業は、生きていくこと

の不安要素を払拭することも成果です。健康寿命対策、病状に基づいた対処方法、施設利用者満足の向上や衛生環境等、関係者相互の周知徹底などや、食事、買い物、掃除、生ゴミ、徘徊対策などの支援が必要と思われる方との意思疎通も、民生委員さんを始めとする地域連携など、課題を解決する仕組みを創る段階を模索されていると思いますが、果たして、どこまでが自助で、どこまでが共助で、どこまでが公助か線引きは難しいと思います。また、各個人、ご家族の望まれることには、それぞれに違いがあると思います。また、プライバシー等、尊厳に関わることも理解出来ます。

しかし、そういった様々な問題が目の前にあるわけであり、少しでも出来ることから動き出せば状況は変わってくるのではないのでしょうか。そこで花田町長に質問します。

今後、さらに深刻化する超高齢化問題は誰もが考えていることです。直近の各地区の人口に対する高齢者数、その内の独居老人世帯と高齢者夫婦世帯数等、更にその内のデイサービスの利用者数と訪問介護者数、それから、認知症発症総患者数とその内の、施設入居希望患者数など、今後の予測数値など数値的根拠の説明を踏まえ、それらに基づく各種対策について、町長として、どのように考えられておられるのか、また、どう対策を講じ、長期の成果や社会的変化を生み出そうとしていく仕組みを展開されるのか、他の市町にはない先行した阿武町独自の制度設計の案があれば、住民の皆様にも分かりやすく、丁寧にご答弁を頂きたいと思います。私からは以上です。

○議長 ただ今の 5 番、小田高正君の質問に対する執行部の答弁を求めます。町長。

○町長 5 番、小田高正議員のご質問にお答えします。深刻な高齢化の中で、高齢者が直面する日常の生活を、今より、さらに快適に過ごしていくためには、それに対応した、まちの仕組みの構築が不可欠であり、「選ばれる町づく

り」に向けて、少しでもできることから動き出すべき、というご指摘であります。

小田議員のご指摘のとおり、ご高齢の皆さんが、元気なときはもちろんのこと、要介護状態になっても、可能な限り住み慣れた地域で、安心していきいきと暮らすことができる仕組み作りは、行政の重要課題であります。

特に本町では、75歳以上が、高齢者の多数を占める状況であり、生活機能の低下を未然に防止する予防や介護、医療、生活支援、住まいのサービスなどを一体化して、切れ目なく提供する「地域包括ケア」の取組を推進し、体制の強化を図っていきたいと考えております。

それでは、ご質問の内容に従って、一つずつお答えをさせていただきます。まず、「直近の各地区の人口に対する高齢者数」であります。平成30年1月末現在の住民基本台帳では、阿武町全体で総人口は3,394人、この内65歳以上の高齢者が1,632人で、所謂高齢化率は48.08パーセントとなっております。地区別で見ますと、奈古地区が2,274人で、65歳以上の高齢者が1,007人で、高齢化率は44.28パーセント、福賀地区の人口が570人で、65歳以上が319人、高齢化率は55.96パーセント、宇田郷地区は全体で550人、65歳以上の高齢者が306人で、高齢化率は55.64パーセントとなっております。

議員が冒頭で紹介されました、国立社会保障・人口問題研究所、所謂「社人研」が、平成22年、2010年ですが、この国勢調査を基にまとめた「日本の地域別将来推計人口」では、阿武町の人口は、2040年には1,704人、今の半分ですね、ということで、高齢化率は55.89パーセントになると推計されております。また、平成27年に策定した「阿武町人口ビジョン」では、人口減少対策を行った場合の将来人口推計、相当な人口減少対策を行ったということでありますが、であっても2040年で1,834人としているところであります。

そのような中で、その5年後に行われました、平成27年の国勢調査の確定



数による、新たな全国将来推計人口（平成 29 年推計）では、平成 24 年推計と比較して、合計特殊出生率の上昇や平均寿命の伸長により、日本の総人口が 1 億人を下回る時期が 5 年先延ばしとなるなど、人口減少の速度や高齢化の進行度合いは、緩和しておるといふふうに発表されているところであります。

阿武町におきましても、平成 27 年国勢調査人口は、3,463 人で、社人研の推計値は 3,333 人、そして「阿武町人口ビジョン」の推計値 3,392 人となっておりまして、実際数がいずれも上回っており、阿武町版総合戦略による人口減少対策が功を奏しているのではないかなというふうに思っているところであります。

とは申しましても、人口減少や高齢化の進行が止まったわけではなく、緩やかになったとはいえ、依然として進行中であり、決して楽観できるものではありませんし、75 歳以上人口は、平成 24 年の 1,100 人をピークに、すでに減少を始めております。

高齢化率だけで見ますと、社人研の推計では、2065 年においてさえ、日本全体が 34.6 パーセントから 42.2 パーセントの間で推計されており、すでに 48 パーセントを超えている阿武町は、全国平均に比べて 50 年以上も高齢化が進んでいるというふうに考えられます。

高齢化率が高いということは、その分、生産年齢人口である 15 歳から 64 歳までの人口が少ないということでもありますので、その辺りの推計を見てみますと、阿武町では 2030 年以降 2035 年までに 75 歳以上の人口が生産年齢人口を上回るというふうに予想がされます。

働き手の 1 人が、1 人以上の高齢者を支えるということになりますと、これはもう危機的状況と言わざるをえません。どれだけ長く、高齢者の方に元気な状態でいていただくかということが、大変な重要な事となって参ります。

そのためには、高齢者が「支えられる側」から、能力に応じた社会参加や

就労、支援の担い手として、地域に活躍の場をつくり、自立支援・介護予防、健康寿命の延長など、住み慣れた地域で安心して暮らし、また自らも「支える側」にまわり、健康で生きがいをもって暮らしていける地域づくりに、一層力を入れて参りたいと考えております。

次に、「独居老人世帯と高齢者夫婦世帯数等」であります。これにつきましては、毎年 5 月 1 日を基準日として、民生委員さんによる「高齢者保健福祉実態調査」を実施し、65 歳以上のひとり暮らし世帯と 75 歳以上の夫婦ふたり暮らし世帯の調査を行ってございまして、平成 29 年 5 月 1 日現在の実態調査によりますと、阿武町全体の 65 歳以上ひとり暮らし世帯、これが 288 世帯で、75 歳以上夫婦ふたり暮らし世帯、これが 86 世帯で人数で言いますと 172 人の、全体で合計で 460 人となっております。

奈古地区のひとり暮らし世帯は 163 世帯で、75 歳以上夫婦ふたり暮らし世帯は 38 世帯の 76 人で、合計で 239 人。

福賀地区のひとり暮らし世帯は 56 世帯 56 人で、75 歳以上夫婦ふたり暮らし世帯は 23 世帯で 46 人、合計で 102 人。

宇田郷地区のひとり暮らし世帯は 69 世帯で 69 人、75 歳以上の夫婦ふたり暮らし世帯は 25 世帯で 50 人、で合計で 119 人となっております。

65 歳以上ひとり暮らし世帯や、75 歳以上の夫婦ふたり暮らし世帯は、高齢化の進行とともに、これまでは年々増加してございましたが、高齢者人口の全体数が減少しはじめたことによりまして、平成 26 年度をピークに平成 27 年度以降は、一人暮らし世帯、高齢者ふたり世帯数とも減少し始めております。

次に、「その内の、デイサービスの利用者数と訪問介護者数」につきましては、平成 30 年 1 月末現在の利用者数で申しますと、デイサービスにつきましては、阿武町全体で、ひとり暮らし世帯の方が 39 人、75 歳以上夫婦ふたり世帯の方が 7 人の方が利用されています。

その内、奈古地区では、ひとり暮らし 25 人、ふたり世帯 2 人、福賀地区では、ひとり暮らしが 8 人、ふたり暮らし 1 人、宇田郷地区では、ひとり暮らし 6 人、ふたり暮らし 4 人の利用があります。

また、訪問介護は、全てひとり暮らし世帯の方の利用となっております、阿武町全体で 24 人となっております。

内訳は、奈古地区が 17 人、福賀地区が 3 人、宇田郷地区が 4 人であります。介護保険サービスにつきましては、介護療養型医療施設が療養病床の再編に伴い、6 年後に廃止される予定となっておりますことから、他の施設や居住系サービス等への転換が図られておりまして、訪問介護や通所介護等の居宅介護サービスの増加が見込まれるところであります。

住み慣れた地域または自宅で生活を続けたいと希望する高齢者が、安心して暮らすことができるように、高齢者のニーズに応じた医療・介護・生活支援サービスの提供など、在宅生活の維持を可能にするための支援体制の充実を図ることが重要であると考えているところであります。

次に、「認知症発症総患者数」であります。これにつきましては、介護認定の状況とその認知症とされる方の阿武町全体の総数を申し上げます。

平成 30 年 1 月末現在の認定者数となりますが、介護認定で、「要支援 1」の方が 51 人、そのうち、51 人の内認知症の方が 15 人おられまして、29.41 パーセントあります。同様に「要支援 2」が 31 人いらっしゃいまして、認知症がこの内 9 人ということで、29.03 パーセント。「要介護 1」が 80 人で、認知症が 56 人、率で言いますと 70.00 パーセントです。「要介護 2」が 70 人で、認知症が 53 人、割合は 75.71 パーセントです。「要介護 3」が 41 人で、認知症が 40 人、割合は 97.56 パーセント。「要介護 4」が 48 人で、認知症が 45 人、割合は 93.75 パーセント。「要介護 5」が 36 人で、全員が認知症、100 パーセントということとなります。全体では、「要支援 1」から「要介護 5」までの、何らかの介

介護認定を受けられておられる方が全体で 357 人でありまして、そのうちの認知症とされている方が 254 人でありまして、認定率は 71.15 パーセントとなっております。

こちらは、年齢が高くなるに従って、介護の必要度や認知機能の低下のリスクが高まりますので、対策を講じなければ、今後ますます増加していくものと思われまます。

そのため、早い段階からの介護予防の取組や、認知症の発症予防のために生活習慣病の予防などの対策はもちろんであります。さらに社会活動、地域活動に参加しやすい環境づくり、仕組みづくりが必要になると考えております。

また、認知症になっても安心して暮らせる地域づくりをめざすために、認知症の方やその家族の視点に立った支援の充実や環境・体制整備も必要であります。

次に、「その内の、施設入居希望患者数」であります。施設入所の対象者は、介護認定で「要介護 3」以上の認定を受けられた方が対象となります。先ほど申し上げましたが、介護認定状況で「要介護 3」以上の方は 125 人おられますが、そのうち、83 人（66.4 パーセント）の方が、すでに施設に入所されておられます。そして、町外の有料老人ホームに 5 人の方が入っておられますので、いま現在、在宅で待機の方は、「要介護 3」が 14 人、「要介護 4」が 16 人、「要介護 5」が 7 人の計 37 人（29.6 パーセント）となっております。

施設に空きができれば、入所はできないわけではあります。入所が可能になった場合には、すぐに連絡をするなどして、なるべく長くお待たせするようなことがないようにしたいと思っておりますし、先ほどの訪問介護やデイサービス、また必要な場合にはショートステイなどを利用していただき、在宅での介護を支援しているところであります。

なお、議員のご質問の中で、介護施設職員の不祥事のことについて触れておりましたが、私の方からも、若干申し上げたいと思いますが、介護施設で暮らす高齢者が職員から虐待をうける事例の報道が後を絶たない訳であります。

厚生労働省の調べによりますと、虐待件数は、調査を始めた平成18年から平成27年までの9年間で8倍近くに増えて、平成27年度は408件で、虐待死により職員が殺人罪で起訴されるという事案も起こっていることはご承知のとおりであります。

虐待の主な要因といたしましては、「教育・知識・技術などの問題」、更に「職員のストレスや感情コントロールの問題」、「虐待をした職員の性格や資質の問題」、「倫理観や理念の欠如」、そして「人員不足や配置の問題・多忙さ」などが挙げられております。

「日本虐待防止研究・研修センター」の分析では、処遇や職場環境に不満を抱えて仕事をしている職員は、いらだちから、目の前の高齢者に「負担をかけられている」と、攻撃の矛先を向けてしまうことがある、というふうに指摘をされております。

翻って、阿武町では、現時点で、虐待の報告は受けてはおりませんが、些細なことでも、利用者の方が、虐げられていると感じられる可能性は、皆無とは言いきれませんし、暴力とまではいかないまでも、手荒な介助や、高圧的な言葉使い等があってはなりませんので、今後とも施設の運営事業者との連携を密にし、利用者の尊厳が守られるように、注意しつつ、必要であれば指導の強化にも取り組んでまいるとともに、職員の資質やサービス向上のための研修についても支援を行って参りたいというふう考えております。

また、福祉・介護の業務に安心して従事できるよう、職場環境の改善や福利厚生の実を支援するとともに、職種のイメージアップに努めるなど、魅

力ある福祉・介護職場づくりを支援して参りたいと考えております。

次に、「これらを踏まえた各種対策についての考え方」であります。昨年 5 月 26 日に社会福祉法が改正されて、支援を必要とする住民・世帯が抱える、多様で複雑な地域生活課題について、住民や福祉関係者による把握、関係機関との連携等による解決が図られることをめざす、「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念が明記されました。

これを受けて、厚生労働省では、「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部を立ち上げて、個人や家庭の抱える複合的な課題などへの包括的な支援を行っていくため、制度・分野ごとの「縦割り」や、「支え手」、「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が、「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」につながるということで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」が求められることになったところであります。

これを受けて、本町におきましても、平成 30 年度からの 6 年間を計画期間とする「阿武町地域福祉計画」第三次計画であります。これを策定し、先月の 22 日に開催しました「阿武町地域福祉運営協議会」に於いてその案を、お示ししたところであります。

その中で、まず「地域福祉の新たなしくみづくり」として、誰もが社会的に孤立せずに地域の支え合いの中で、その人らしく、いきいきと生活していくための、前提となる良好な環境づくりや条件整備を進めて行くこと、そして二つ目として、「社会福祉協議会の機能強化」として、高齢者、障害者等、複数分野にわたる課題を含んだケースに対して、柔軟に相談対応を行い、地域住民を含む適切な関係機関と速やかに連携できるよう、相談支援体制を構築していくということ、それから三つ目として、「福祉を支える人づくり」として、多様化する福祉ニーズに的確に対応していくために、社会福祉に携わ

る人材を育成し、住民相互のつながりを通して地域の問題について考え、住民自ら生活課題を解決するための体制づくりを推進すること、そして、四つ目として、「安心して利用できるしくみづくり」として、福祉サービスを利用したい人が、誰でも、必要な時に利用でき、しかもそのサービスが利用者の需要に適切に対応できるシステムづくりを行うこと、などを掲げているところであります。

今後は、この地域福祉計画に添って、阿武町らしい「地域共生社会」の構築を図って参りたいと考えているところであります。

そして、「他の市町にない、先行した独自の制度設計案は」とのご質問であります。私が町長に就任時に公約として掲げております中の、「高齢者の健康な暮らしの支援と生活しやすい環境づくりの中で、「高齢者の健康診断料、そしてインフルエンザ予防接種料の負担の軽減」と「道路愛護作業の草刈り作業の労力負担軽減のための、路面や路肩、法面舗装の計画的な予算の確保」を具体的に二つを挙げております。

高齢者の健康審査につきましては、集団健診、個別健診とも、74歳までは自己負担額が1,000円であります。75歳以上の後期高齢者の方は、更に半分の、500円で受けられることとしており、また、町内でスマート人間ドックを受けられる場合の自己負担につきましても、74歳までは2割負担となっております。75歳以上は、これも半分の、1割負担としているところでありまして、これらにつきましては、引き続いて行っていくと思っております。

更にインフルエンザ予防接種料の負担軽減につきましては、罹患すると重篤化する危険性の高い、後期高齢者の方については、現在の負担額1,460円を新年度からは無料化するため、今年度の平成30年度予算に計上させていただいております。

そして、町道の路肩や法面舗装につきましては、すでに平成29年度から実

施しております、大変喜ばれており、要望も多いところではありますが、30 年度以降につきましても引き続き予算確保をして参りたいと考えております。

また、現在福賀地区において現在建設中であり、高齢者福祉複合施設新築工事ではありますが、今年秋の完成に向けて鋭意工事を進めているところでありまして、これが完成いたしますと、奈古地区の「清ヶ浜清光苑、恵寿苑」、宇田郷地区の「ひだまりの里」と合わせて、町内三地区にそれぞれ「高齢者福祉の拠点」が整備されますことから、施設の完成に合わせ、先ほど「地域共生社会」実現のための体制整備の一環として、民生課の保健師が、福賀地区、宇田郷地区にそれぞれ週 1 日程度常駐できるようにして、より身近なところで、迅速、適切な対応が可能となるような体制の構築も図って参りたいというふうに考えております。

また、ハードの整備につきましても、時代時代に合った形で取り組んで参りたいと思っております。

いずれにいたしましても、地域福祉活動を効果的・効率的に推進するためには、地域住民、民間団体等の関係者と行政が互いに連携しながら、それぞれの果たすべき役割を担っていくことが重要となります。

地域福祉計画の趣旨にも謳っておりますが、住民や地域の主体的な参加を得ながら、社会福祉協議会や関係団体など、地域福祉に関わるすべての人々と協働して、新たな「地域共生社会」の実現をめざし、高齢者が地域で安心して豊かに暮らし続けることができるよう、地域の実情に応じて、専門的人材や拠点など、地域福祉活動に必要な環境を整備して参りたいと思っておりますので、ご理解、ご協力を賜りますよう、お願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

○議長 5 番、ただ今の執行部の答弁に対する再質問はありますか。

(5 番、小田高正議員「はい。」という声あり。)



○議長 はい、5 番、小田高正君

○2 番 小田高正 はい、ご答弁ありがとうございました。各地区の人口、平成30年の1月末現在、3,394人に対して、高齢化率は48パーセントということで、もう2人に1人が65歳以上そういう町であるということを皆様方も認識されたと思います。それと、データで示すとおり、要介護3以上の方125人に対して、83人が66.4パーセントですね。これが施設に入られている。入居希望も37人29パーセントの方が所謂待機まち、そういったような現状かなというふうに思います。

そういった執行部については、入居希望この方がいかに健康で、今からも居っていただくか、それともう一方では入られるための方策、そういったこともしっかりと考えられると思います。しっかり、しっかりとお願いしたいというふうに思います。

質問はですね。地域の諸課題を私の思いだけでいたしておりません。執行部はですね、平成27年度にこの分厚い、165ページある阿武町総合計画を私たち議員に配布されました。阿武町総合計画です。総合計画は、町民の皆様の施策展開を約束するものです。その施策を達成するために私は質問を行っております。そして、平成30年度予算が示されましたが、一般会計27億2,300万のうち民生費が、6億8,200万、一般会計のお財布事情の中で約4分の1が民生費です。もちろんここから、特別会計の操出金はありますけれども、その6億8,200万約4分の1、それプラス特別会計でも国保事業勘定でも6億6,415万円、福賀診療所である国保の直診勘定でも、6,890万円、後期高齢者医療で8,336万円、介護保険では、6億4,890万円と多額な歳費が組み込まれているんですよ。すごい金額だと思います。決して国や県の事業だからこそやっているのではなくて、小さなまち阿武町として、血の通った暖かい施策を展開してもらいたいものです。事業費を決して無駄にはできないと思いま

す。そしてこの総合計画、全部言えないんですけども、この総合計画の第 2 節の、みんなで支える安心づくりの中、その第 1 項から 9 項までのことが策定されてますけども、その内ですね、第 1 項には、健康づくりの推進、第 2 項には、地域福祉の推進、第 4 項には、高齢者の支援対策の推進、第 5 項、障害者対策の推進、第 6 項、地域医療の充実、第 7 項では国民健康保険事業及び後期高齢者医療事業の充実、第 8 項では、介護保険事業の充実など、七つの項目が有り施策の展開は、合計で 27 のプランがあります。

そこで、再度お尋ねしたいんですけども、この七つの項目の初めの、当初の計画に対して、躓いている点、それから計画にちなんでですね、新町長となってこういう取組が今言われました、インフルエンザの予防接種の補助とかであるとか、色んなところで取組がありますけども、まだちょっと躓いてなかなか問題点があって、できない点、又は、こういった所で、すごい阿武町のいろんな様々な問題を先に感じてですね、こういった点は他の町に先駆けて、進めている点、そういった、ちょっと 2 点について、お尋ねしたいと思いますけども、ご答弁をお願いしたいと思います。

○議長 町長。

○町長 大変、総合計画の中の中身ということで、具体的なお話も今ありましたが、私、総合計画の今のそれぞれの、中身を全て諳んじておるわけではありませんから、なかなか返答も難しい訳ではありますが、今一番問題となつて、私が問題となるというふうに考えておりますのが、想定以上の高齢化率が進む、そして人口減少が進む、というふうなことでございます。

具体的な例を申し上げますと、今年度平成 29 年度であります、4 月 1 日から、今現在までの、今までは通例でいきますと死亡者は、70 人から 80 人、年間ですね。ありましたが、この前聞きますと、既に 99 人だと。それから報告は受けてないですが、もしかしたら 1 人、2 人増えたかもしれませんが、

100人を超える方が1年で亡くなられております。それまで7、80人でありました。そうしますと、今阿武町のこれもいつも申し上げりますが、平成22年度の国勢調査から平成27年度の国勢調査の5箇年の平均の人口減少率が、阿武町においては7.34パーセントでありました。5年です。そうすると、10年で普通に考えると、掛ける2で、10年です。14パーセントか15パーセント減るといふ推計であります。今言うような平成29年度のような状況と見て見ますと1年間に今度は100人減っていくと、そして、今まで出生が大体20人くらいですよ。20人に対して7、80人減るといふことで、差引が。今、出生が平成28年度が9人です。29年度は4月1日までに生まれる方が、多分8人か9人、こういう時代に今なっている。今まで20人居たものがここに来て、プツとこうその半分になるということですね。こういう状況で、亡くなる方は、人口ピラミッド三角、逆三角形のピラミッドですから、このピラミッドの一番ご高齢の方ですね、ご高齢の面積が一番多いんですよ。この方がごそつ、ごそつと減る。ただ高齢化の、高齢者人口そのものは、こんなピラミッドがだんだん上から消えていきますから、高齢者人口というのは減っていく訳です。全体数が減りますからね。そういうふうな話しの中で、人口減少率が、多分であります。平成27年度の国調から今度平成32年度の国調、平成は32年までないですけども、今度何になるかわかりませんが、まああるとして、平成32年度までの5箇年で多分十数パーセント、数パーセントどこまで行くかわかりません。多分今の2倍くらいになるんじゃないかなみたいな気がいたしておりますが、10年で例えば12.5パーセントとすれば、5年です。27年から32年まで、12.5パーセントすれば、10年で25パーセント、4分の1は減るといふ計算になる訳です。

そうした中で、どうしても扶助費、所謂、今のいろんな扶助費的なもの、福祉関係の経費、これが毎年増えていくわけでありまして、そして先ほど申

しましたように、支える側、例えば国保であれなんであれ、支える側の人口は、生産年齢人口というのは少ない。それに反して扶助費的な経常的な経費が出ていくものが増えていくというふうなことで財政的に大変厳しい状況、今阿武町は経常収支比率が、78とか9とかと言っていますけども、これが早晩もう80を超えて、うんと超えていくというふうな状況になるというふうに思っておりますから、私は制度的なもの、そして財政的なものも見ながらできる限り、先ほどの75歳以上の後期高齢者の方1,470円、今インフルエンザの予防接種料を払っていただいとります。ただ、これもですね、やはりその1,470円がなかなか生活の中で厳しいから、受けない、でそういった方については、本当にもうご高齢でありますから、インフルエンザに罹患したときに重篤化していく、もしかしたら命に関わるかもしれない。いうふうなことがありますから、厳しい財政のことではありますが、そしてこれも将来続けていかななくてはいけないので、ずっとやっていくことではありますから、大変厳しい訳ではありますが、やはりこれはやっぱり重篤化してその方が例えば極端に言えば亡くなるとかですね、もっと他のものを併発していくとか、そういったことを無くしていくことが、やはり町の全体の財政にとってもプラスになるんじゃないかな。健康で居っていただくことが逆にプラスになるんじゃないかなという思いの中で、そういったことも財政やりくりしながら構築していくというふうなことであります。

今他にもですね、先ほどのいろんな項目の中には、KPIといわれる重要行政評価指標というものがあるわけではありますけれども、今先ほど申しましたように、それを諳んじておるわけではありませんから、みなここでようお答えもいたしませんけども、いずれにいたしましても、こういう財政的にも厳しい状況にある、しかしながら予防的なものをすることによって、回り回って財政、先ほどのお年寄りの話しではないですけども、先に手を打つ、高

齢者の方にインフルエンザの予防接種をしっかりと受けて頂くということに、お金はいります、目の先の、しかし、それが回り回って全体の出て行く金を減していく、こういうことをいつも念頭におきながら、いろんな施策を展開していくということでございます。以上です。

○議長 5 番、再々質問はありますか。

(5 番、小田高正議員「はい、再々質問」と言う声あり。)

○議長 はい、5 番。

○5 番 小田高正 ご答弁ありがとうございます。公助、所謂行政側、執行部側としてですね、できる限りのことは予測値に基づいた動き、それから阿武町は緻密なんで、その辺については他の町の先行例としてですね今からも頑張ってもらいたいと思います。

それと、この場を借りて一つ思うんですけども、私の世代から言わせて頂きたいと思います。今までの中でですね、決して介護だけではなくて、全部が阿武町、比例してきていると思います。今というものは、私どもの世代の約 7 割 8 割というものがですね、阿武町から出られている。頑張っただ元に残ろうと思えば残れるんです。でもう一つは、夢があるから出て行く、職が無いという話しですけども、職は少なからずあったんです。でも阿武町が今こうなっている現状というものは、今はっきり言って遅効的に後遺症が出ているんですよ。自助、共助、公助の説明をさせていただきましたけれども、まずは自助、私の子ども、私の娘が私が年をとったら、本当に見てくれるだろうか、これが先ず一番なんですよ。そこの辺を整理せずに、共助、公助になると、農業も一緒ですよ。全ての会話が残った方の、負担になってきている。ここをやっぱり解決するためには、公助だけでもないと思うんですよ、これ本質の部分なんです。全てがやっぱり昔で言えば、長男坊が残ってくれたからこそとか、または定年したら帰ってきたからこそとか、そ

れで各家庭が回ってる。それを全てが行政できるわけじゃないですよ。ここの本質を明らかにして、やっぱりよりよい町をつくっていかないと、これは阿武町だけでなく、日本全国どこでも一緒ですよ。どこでも一緒。そういう本質の部分から、もうはらわたからですね、本質からよく今から阿武町の仕組みを考えられて、そしてこういう介護とか、そういったものを、血の通った暖かい、毛細血管まで血が流れるような政策をとって頂きたい、そして、家族とまたは、ご親族とかと、一生懸命話しながらやらないと、現実問題言いたいのは、介護事業所も社協の皆さんも大変な話ですよ。で、民生費がお財布事情ですけれども、少ない交付金の中でやりくりしているわけですから、町税だって 1 割、地方交付税だって今 15 億ぐらいありますけど、その辺もだんだん人口が減ってきたら、行政サービス厳しくなりますよねという話ですよ。その辺については、町長も大変と思います。はっきり言って。今から新しいシミュレーションをしていくような時代の町長ですから、その辺はすごく危機感を持っておられて、打てば響くというお題目で、頑張っておられると思います。

最後、町長。余り小さい最後の質問はしませんが、高齢化率がもうすぐ全体で 50 パーセントになっていく。二人に一人が 65 歳以上、その辺ははっきり言って難しい行政展開をとらなくちゃいけないと思いますけれども、この辺、高齢者の安心とちょっと今老後問題ですけれども、若者の活躍の仕方、そういったものを総合戦略とうまく導いていく、その辺の対策というものを考えておられれば少しお話し頂けると思うんですがどうでしょうか。

○議長 町長。

○町長 私は、事の本質は教育にあるというふうに思っております。いつもこれは言うわけですがけれども、阿武町教育の基本理念は、ふるさと愛にあるというふうに私は理解をしております。ただふるさと愛という言葉は美しい

言葉であります、じゃあ、何を持ってふるさと愛とするか。ということに尽きるというふうに思います。ふるさとの山や川を見せていくのもふるさと愛の一つの形である。愛を育む形であるというふうに思っておりますけれども、先ほどから小田議員がおっしゃるように、その趣旨としては、例えば私もその一人ではありますが、昔は長男坊が家をとるという一つの考え方がありました。そして、できるだけ家族は一つになって、例えば家族の誰かが、調子が悪くなる、認知症が出る、或いは病気で寝込む、そういうふうな状況は家族で対応するのが普通という時代がありました。

しかし、そこに大変な負担が家族の負担がいくというふうなことで、今は施設介護というふうなことでありますが、これがまただんだんと時代が変わってまた在宅の方に移行して、ただし、在宅のその手間を、そういった苦勞を軽減させていくためにデイがあったり、いろんな短期入所があたりですね、そういったことにだんだんシフトが変わってきておるというふうに思っております。

そうした中でやはりその今の、家族を中心とした考え方というのがなかなか今の世の中に受け入れられない状況にあるというふうに思っておりますが、それはそれとしてやむを得ない時代の流れであるというふうに思います。そしてもう一つさっきのふるさと愛は、私は先ほどのふるさと愛というのは先ず子どものときから、そういう家庭をめざせと言うんじゃないですけども、やはり自分たちを育てて、多くの方は都会へ皆出て行きます。で育ててくれたこの阿武町に対して、で帰ってきてても仕事が無い、というんじゃないしに、仕事がなければ自分が仕事を創出していく、阿武町に帰って自分が仕事をつくるんだというふうなそういう気概を持った子どもをつくる、これがふるさと愛の成果です。その成果をめざす教育をしなきゃいけないと言うわけです。アウトプットじゃ無しにアウトカムとはそういうことです。そうい

う子ども達を育てるふるさと愛の教育をするべきであるというふうなことを私は思うわけであります。

そしてもう一つは、高齢者福祉等もいろいろやってまいります。もちろんやってまいります。がしかし、もう一方で、ご高齢の方々は今ご高齢になられて例えば仕事もしてらっしゃらないかもしれないけれども、でもあなたはこの町で暮らし子どもをつくりそして今の年齢になられた。やはり町に対して貢献はされたけれども、町からいろんな支援をして頂いて今のあなたがあるのではないかと。お金をもらうとかそういう意味じゃないですよ。この町があるからあなたもあるんでしょということということなんです。だったら今度はこの町が今度は年寄り者から、後のことはようわからんとかですね、そういうことじゃなしにこの町がずっと続いていくように協力をしてくださいよということなんです。そのために自分たちに、福祉が大事だ、自分たちに何もしてくれないじゃないかじゃなしに、それはこの町を続けるためには若い人たちが居らなきゃやっぱり続かないんです。続いていかない、だからその例えば定住対策であり、子育て支援であったりいろんな施策を、やれ、やれと、やれ、やることがこの町が存続していくことに繋がるんだというそういう気持ちを持ってこの子育て支援なり、を応援して頂きたいと思いますね。俺たちは何も無いじゃ無いかというふうな話じゃなしにですね、それはそれとして町としてはそれなりの意味は、いったようなことはしますけれども、やはり気持ちとしては、この町をずっと、この町を残していこう、そのためには、おお若い人を応援するぞというふうな気持ちを持って頂きたいというふうなことであります。何を言ったかよくわかりませんが、いつも私がそういうことを思っておりますので申し上げます。以上です。

○議長 これを以て 5 番、小田高正君の一般質問を終わります。

○議長 以上で今期定例会に通告のあった方の一般質問は全て終了しました。



○議長 以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了しました。本日は、これをもって散会とします。全員ご起立をお願いします。

一同礼、お疲れさまでした。

散 会 11時13分

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により署名します。

阿武町議会議長 末 若 憲 二

阿武町議会議員 伊 藤 敬 久

阿武町議会議員 市 原 旭